

意見案第2号

令和元年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

平成22年、政府、労働界、経済界の代表等でつくる「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1000円を目指す」との合意がなされた。

また、平成29年に決定された「働き方改革実行計画」において、最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1000円になることを目指すとの目標が掲げられており、北海道地方最低賃金審議会においても、当該計画における目標設定に配慮した答申がなされ、これらを踏まえ平成30年度の本道最低賃金は835円に改定された。

近年、最低賃金は毎年引き上げられているものの、最低賃金制度が道内労働者の有効なセーフティーネットとして十分に機能するためには、事業所に対する指導監査の強化及び最低賃金制度の履行の確保も極めて重要な課題となっている。

よって、国においては、令和元年度の北海道最低賃金の改正に当たり、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 経済財政運営と改革の基本方針2019において、最低賃金については、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指すとされていることから、地域の経済・企業・雇用動向等の影響を勘案しつつ、デフレ脱却と経済の好循環の実現を図るために、最低賃金の引き上げについて、政労使一体となった取り組みを進めること。
 - 2 道内事業所に対する指導監督を強化するなどし、最低賃金制度の確実な履行を図ること。
 - 3 最低賃金の引き上げに際し、深刻化する人手不足が生じている本道の労働市場の状況を十分に踏まえて、中小企業が行う生産性の向上に資する設備投資などの取り組みを強力に支援するとともに、安定的で継続的な経営が可能となる対策を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和　年　月　日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
北海道労働局長

各通

北海道議会議長　村田憲俊